静岡県の融資・助成制度等

1. 融 資 制 度

◆◇ 経営改善資金

融 資 対 象 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であって、常時使用する

従業員の数が、100人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者に

あっては50人) 以下のもの

資金使途 機械設備の購入・修理、工場・倉庫・店舗・事務所等の新築・増築等、工作物及び付帯

設備、店舗等の賃借に係る権利金・敷金等、旅館業における宿泊施設、観光客の利用する駐車場・温泉施設等、小売・旅館業者の共同施設、既借入金の返済に必要な資金(同

一資金・貸付の枠内で新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る)等

融 資 限 度 額 1企業 5.000万円 (共同施設 1施設 5.000万円)

融 資 利 率 年1.9%

信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.3%~1.3% (有担保の場合0.1%割引)

融資期間 10年以内

償還方法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相談窓口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

※詳細問い合わせ;県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2525

◆◇ 経営改善資金 (小口零細企業貸付)

融 資 対 象 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる小規模企業者

資 金 使 途 上記の「経営改善資金」と同じ

融 資 限 度 額 全ての信用保証協会の保証付き既借入金残高と合計で1,250万円

融 資 利 率 年1.8%

信用保証 信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.4%~1.5% (有担保の場合0.1%割引)

融資期間 10年以内

償還方法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相 談 窓 口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

※詳細問い合わせ;県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2525

◆◇ 経営改善資金 (経営改善資金借換枠)

融 資 対 象 静岡県中小企業融資制度資金(短期経営改善資金、経営安定資金のうち経済変動対策貸付の信用補完借換枠及び特例保険付き信用保証を利用する資金並びに本借換枠を除く)の既融資残高がある中小企業者及び組合であって、当該資金の借換によって元金月賦償還額の軽減が図れるもの

 $\rightarrow \rightarrow \spadesuit$

資 金 使 途 県制度融資既借入金の返済に必要な資金

融資限度額 県制度融資既借入金残高

融 資 利 率 年1.9% (経営安定関連保証1~5号、東日本大震災復興緊急保証の場合 年1.8%)

融資期間 10年以内

償還方法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年以内の据置可)

信用保証 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.3%~1.3% (有担保の場合0.1%割引)

経営安定関連保証 1~5号の場合 年0.6%

7. 8号の場合 年0.5%

東日本大震災復興緊急保証の場合 年0.8%

相談窓口 取扱金融機関

※詳細問い合わせ;県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2525

◆◇ 短期経営改善資金

融 資 対 象 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であって、常時 使用する従業員の数が、50人(卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業 者にあっては20人)以下のもの

資 金 使 途 仕入れ、決済、賞与等に必要な資金

融資限度額 1企業 700万円

1組合 1,500万円 (ただし、組合員に対する転貸融資の場合は、1組合1億円でかつ 1組合員当たり700万円)

融 資 利 率 年1.8%

信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.3%~1.3% (有担保の場合0.1%割引)

融資期間 5ヶ月以内

償 還 方 法 元金均等月賦償還、元利均等月賦償還又は一括償還

相談窓口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

※詳細問い合わせ;県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2525

※市町の制度と重複する場合があります

(2) 経営安定資金・・・・

◆◇ 経済変動対策貸付

融 資 対 象 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって1~3の いずれかの要件に該当するもの

- 1. 次のアからウのすべてに該当するもの
 - ア. 最近の経済環境の変化により、県内の経済活動が著しく沈滞していること等に起 因して経営の安定に支障を生じ、次のいずれかの要件に該当すること
 - *最近3ヶ月間の売上高が前年の同期比10%以上又は2年若しくは3年前の同期 比15%以上減少していること
 - *最近6ヶ月間の売上高が前年の同期比5%以上又は2年若しくは3年前の同期 比10%以上減少していること
 - *原油・原材料(以下「原材料等」という。)の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格の引上げが著しく困難であることにより、最近3ヶ月間の平均売上高に占める原材料等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原材料等の平均仕入価格の割合を上回り、かつ、最近3ヶ月間の売上総利益(粗利益)が、前年同期比で5%以上減少していること
 - イ. 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引 等でないこと
 - ウ、業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること
- 2. 金融機関の経営合理化に伴い借入残高が減少したことにより、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の市町長の認定を受けたもの

 $\rightarrow \rightarrow \spadesuit$

3. 次のアからエのすべての要件に該当するもの

ア、知事が定める特定要因により経営の安定に支障を生じていること

イ、当該特定要因の内容等を考慮して別に定める要件

ウ. 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引 等ではないこと

工、業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること

資金 使 途 経営の安定の回復を図るために必要となる設備資金、運転資金、経済変動対策貸付の既借入金の返済に必要な資金(新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る)

融資限度額 1企業・1組合 5,000万円

融 資 利 率 年1.6% (経営安定関連保証2、5号、東日本大震災復興緊急保証の場合、年1.5%)

信用保証 信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.28%~1.2%(有担保の場合0.1%割引)

経営安定関連保証 2、5号の場合 年0.6%

7号の場合 年0.5%

東日本大震災復興緊急保証の場合 年0.8%

融資期間 10年以内

償還方法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(設備は3年以内、運転は2年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相談窓口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

※詳細問い合わせ;県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2525

◆◇ 再生企業支援貸付

融 資 対 象 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、1又は2 のいずれかの要件に該当するもの。

- 1 貸付債権が金融機関から株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に譲渡されたことにより、信用保険法第2条第5項第8号に該当することについて、市町長から認定を受けたもの。
- 2 認定支援機関(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第127条の認定支援機関をいう。)の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うもの。

資金 使途 1 融資対象者1の事業の再生に必要な運転資金

2 融資対象者2の事業再生の計画等の実施に必要な資金(協会の保証付き融資を本資金で借換えする場合を含む。)

融資限度額 1企業・1組合 5,000万円以内

融 資 利 率 年1.5% (責任共有制度対象外)、年1.6% (責任共有制度対象)、年1.9%

信用保証 信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.5% (経営安定関連保証8号)

年0.8%(事業再生計画実施関連保証(責任共有制度対象))

年1.0%(事業再生計画実施関連保証(責任共有制度対象外))

融資期間 10年以内

償 還 方 法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還

(融資対象1の場合は2年以内、融資対象2の場合は1年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相談窓口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

◆◇ 連鎖倒産防止貸付

融 資 対 象 県内で6ヶ月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者・組合であって、次のア又はイにより指定された再生手続開始申立等企業に対して25万円以上の売掛債権(役務の提供による営業収益で未収債権を含む)又は前渡金返還請求権を有しているもの、並びに指定再生手続開始申立等企業との取引額(原則として役務の提供を含む、最近6ヶ月間の売上高及び商品仕入高をいう)が総取引額の20%以上あるもので、売掛債権又は前

- ア. 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による、経済産業大臣指定再生手続開始申立等企業
- イ. 負債金額(金融機関借入金除く)が原則として3,000万円以上の再生手続開始申立 等企業で、その倒産により、県内の中小企業者等の経営に重大な影響を及ぼすおそ れがあるものと知事が認めて指定したもの

資金 使途 指定再生手続開始申立等企業の倒産による連鎖倒産を防止するために必要な運転資金

融資限度額 1企業 3,000万円、 1組合 5,000万円

融 資 利 率 年1.6%(経営安定関連保証1号の場合、年1.5%)

渡金返還請求権を有しているもの

信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.3%~1.3% (有担保の場合0.1%割引)

経営安定関連保証1号の場合、年0.6%

融資期間 10年以内

償還方法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相談窓口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

※詳細問い合わせ;県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2525

◆◇ 中小企業災害対策資金

融 資 対 象 県内で6ヶ月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者・組合であって、次のア及びイのいずれにも該当するもの

ア、次のいずれかの災害を受けたもの

*激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受けた災害

*災害救助法の適用を受けた災害

*その他、知事が資金の貸付を必要と認めた災害(災害により事業活動に影響を受けた場合も含む)

イ. その他災害の規模等を考慮して別に定める要件

資 金 使 途 災害復興に必要な設備資金、運転資金

融資限度額 1企業・1組合 5,000万円

融 資 利 率 年1.6% (激甚災害保証、経営安定関連保証4号の場合、年1.5%)

信 用 保 証 信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.3%~1.3%(有担保の場合0.1%割引)

激甚災害保証、経営安定関連保証4号の場合、年0.6%

融資期間 10年以内

償還方法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相 談 窓 口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

$\rightarrow \rightarrow \spadesuit$

◆◇ 経営力強化資金

融 資 対 象 金融機関及び認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18

号) 第21条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。) の支援を受けつつ、自ら事業計

画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者、組合

資 金 使 途 事業計画の実施に必要な資金

融資限度額 1企業・1組合 8,000万円

融 資 利 率 年1.5%(責任共有制度対象外)、年1.6%(責任共有制度対象)

信用保証 信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.3%~1.15% (責任共有制度対象)

年0.4%~1.35%(責任共有制度対象外)

※新規資金が含まれる場合は責任共有対象になる。

融 資 期 間 借換の場合(新規資金の追加可能)は、10年以内

新規資金のみの場合は、運転資金5年、設備資金7年以内

償 還 方 法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相談窓口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

※詳細問い合わせ;県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2525

(3) 特別政策資金・・・・・・・・

◆◇ 開業パワーアップ支援資金

融 資 対 象 県内で企業を営む(営もうとする場合を含む。)創業者であって、次のいずれかに該当 するもの。

- 1 産業競争力強化法及び中小企業等経営強化法に掲げるもの
 - ア 事業を営んでいない個人であって、1か月以内(産業競争力強化法第2条第23項第1号の認定特定創業支援事業により経営産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6か月以内)に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの。
 - イ 事業を営んでいない個人であって、2か月以内(産業競争力強化法第2条第23項第3 号の認定特定創業支援事業により経営産業省令で定めるところにより支援を受け て創業を行おうとする者にあっては、6か月以内)に新たに会社を設立し、当該 新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの。
 - ウ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施し つつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社 が事業を開始する具体的な計画を有するもの。
 - エ 中小企業者であって、事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人(当該事業 を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る。)
 - オ 中小企業者であって、設立の日以後の期間が5年未満の会社(当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る。)
 - カ 中小企業者であって、設立の日以後の期間が5年未満の会社(中小企業者である会社が自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限る。)



- 2 その他創業者として知事が定めるもの
 - ア 1エに掲げる個人が法人成りしたものであって、1エに掲げる事業を開始した日以後の期間が5年未満の法人
 - イ 事業を営む期間が5年未満の個人であって、新たに法人を設立したもの
 - ウ 1オに掲げる会社の代表者が1オとは別に設立した法人であって、1オに掲げる会社を設立した日以降の期間が5年未満の法人
 - エ 協会の保証の対象とならない事業を営んでいる個人又は法人が、対象となる事業 を開始した日以後の期間が5年未満のもの

資金 使途 県内で営む又は営もうとする事業に必要な設備資金、運転資金

開業パワーアップ支援資金の既借入金の借換えに必要な資金(新たな資金を借り入れて 一本化を行う場合に限る。)

融資限度額 1企業 2,500万円(支援創業関連保証を付する場合は3,000万円)

※融資対象1ア及びイに該当する場合であって、1,000万円(支援創業関連保証を付する場合は1,500万円)を超えた融資の場合は、1,000万円(支援創業関連保証を付する場合は1,500万円)に自己資金を加算した額を限度とする。また、融資対象1(ウ及び力を除く)に該当する場合であって、産業競争力強化法第115条第1項に掲げる要件のいずれにも該当する創業者で、支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を付する場合は、創業関連保証と合算して1,500万円を限度とする。

融 資 利 率 年1.5%以内(創業等関連保証ほか)、年1.6%以内(普通保証)

信用保証 信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.65% (創業関連保証ほか)

年0.3%~1.3% (普通保証:有担保の場合0.1%割引)

融資期間 10年以内

償還方法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相談窓口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

※詳細問い合わせ;県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2525

◆◇ 新事業展開支援資金

【新分野貸付】

融 資 対 象 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者・組合であって、次のア 又はイに該当するもの

- ア. 新分野に進出しようとするもの。ただし、同一事業に属する場合であっても従来の製品に比して原材料又は生産加工技術を異にし、かつ用途、販路、機能又は性能のいずれかを異にすることを目的として行う場合は、新分野進出先事業として取り扱う。また、下請事業者が親事業者の構造調整及び事業活動の変更に対応し、下請事業者自らが新分野進出、経営の合理化、近代化等を行う場合も含む。なお、新分野進出先事業が中小企業信用保険法第2条第1項第1号に定める業種に属さない事業、風俗営業等取締法による規制対象事業は対象外。
- イ. 国際経済上の環境変化等に対応して、海外投資(拡大、追加投資を含む。)を行う もの

資金使途 ア. 新分野に進出するために必要な設備資金及び運転資金

イ. 海外生産等の投資を行うために必要な設備資金、出資金及び海外子会社等への転貸 資金であって、次のすべての要件に該当するもの



- (ア)海外投資により県内事業所の閉鎖や事業規模の縮小、あるいは従業員の雇用調整 (解雇その他の労働者雇用の安定に影響を及ぼすもの。)を伴うものでないこと
- (イ)海外投資の内容が県内で営む事業と関連があって、次のいずれかに該当する もの
 - *外国における工場の設置に要する費用

*当該中小企業の出資割合が10%以上となる外国法人(その者とその者の100%出資の子会社の出資割合を合計して10%以上となる場合を含む。)の発行に係る株式又は出資の持分の取得に要する資金

融資限度額 (新分野、経営革新等、少子化対策・障害者雇用の合計で)

1企業・1組合 7,000万円 但し、イは5,000万円

融資利率 年1.6%以内

信用保証 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.3%~1.3%(普通保証:有担保の場合0.1%割引)

年0.98% (海外投資関係保証)

融資期間 10年以内

償還方法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相談窓口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

融資対象イについては、(公社)静岡県国際経済振興会も可

※詳細問い合わせ;県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2525

【経営革新等貸付】

融 資 対 象 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、次のいずれかに該当するもの

- ア、中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画について知事の承認を受けたもの
- イ. 中小企業等経営強化法に基づき、異分野連携新事業分野開拓計画について主務大臣 の認定を受けたもの
- ウ. 中小企業のものづくり基盤技術高度化法に基づき、特定研究開発等計画について経済産業大臣の認定を受けたもの
- エ. 中小企業地域産業資源活用促進法に基づき、地域産業資源活用事業計画について、 主務大臣の認定を受けたもの
- オ. 農商工等連携促進法に基づき、農商工等連携事業計画について主務大臣の認定を受けたもの
- カ. 中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画について、主務大臣の認定を受け たもの
- キ. 廃止前の産活法に基づき、中小企業経営資源活用計画について知事の認定を受けた もの

※知事の承認は、県経営支援課。ただし、承認申請に係る事項は産業財団に事前相 談して下さい。

資金 使 途 ア 承認を受けた経営革新計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金

- イ. 認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金
- ウ. 認定を受けた特定研究開発等計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転 資金



- エ. 認定を受けた地域産業資源活用事業計画に従って実施する事業に必要な設備資金及 び運転資金
- オ. 認定を受けた農商工等連携事業計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運 転資金
- カ. 認定を受けた中小企業経営資源活用計画に従って実施する事業に必要な設備資金及 び運転資金

融資限度額 (新分野、経営革新等、少子化対策・障害者雇用の合計で)

1企業・1組合 8,000万円

融資利率 年1.6%以内

信 用 保 証 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.58%

融資期間 10年以内

償 還 方 法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相 談 窓 口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

※詳細問い合わせ;県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2525

【少子化対策・障害者雇用支援貸付】

融 資 対 象 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、次のいずれかに該当するもの

- ア. 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届出をしたもの
- イ. 静岡県次世代育成支援企業認証制度の認証を受けているもの(こうのとりカンパニー)
- ウ. 新たに障害者を常用雇用するもの
- エ 障害者雇用率が2.0%を超えているもの

資 金 使 途 ア. 一般事業主行動計画の実施に必要な設備資金及び運転資金

- イ. 静岡県次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた企業(こうのとりカンパニー) が実施する事業に必要な設備資金及び運転資金
- ウ、新たに障害者を常用雇用するために必要な設備資金及び運転資金
- 工 障害者を常用雇用するために必要な設備資金及び運転資金

融資限度額 (新分野、経営革新等、少子化対策・障害者雇用の合計で)

1企業・1組合 7,000万円

融資利率 年1.6%以内

信 用 保 証 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.3%~1.3%(普通保証:有担保の場合0.1%割引)

融 資 期 間 10年以内

償 還 方 法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相 談 窓 口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

\Leftrightarrow

◆◇ 防災・減災強化資金

【防災・減災強化貸付】

融 資 対 象 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者(中小企業者以外で知事が認めたものを含む)、組合

資金使途

- 1. 地震災害を防止するために必要な設備資金及び運転資金で、次に掲げるもの
 - ア. 昭和56年5月31日以前に建築された建築物の耐震診断の実施に必要な資金
 - イ、昭和56年5月31日以前に建築された建築物の耐震改修の計画の策定に必要な資金
 - ウ. 建物(工場、倉庫、店舗、事務所)並びにその囲障(ブロック塀、石塀等)及び 広告看板等の耐震性を向上させる建替え又は改修に必要な資金 ただし、次に掲げる条件を満たすこと

(ア)建物

建替え……県(くらし・環境部)で制定した「静岡県建築構造設計指針・同解説」に基づく設計をしていること

改 修……改修後の耐震性能が静岡県における耐震判定指標値を満たしている こと又は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第17条第3項の 規定に基づき耐震改修の計画の認定を受けていること

(イ) 囲障及び広告看板等

地震発災時に落下、転倒して、周辺住民等の第三者や周辺等の公共施設に被害を与えるおそれがあるものを、建替え又は改修等すること (囲障は県の推奨する工法によること。)

- 工、建築物の非構造部材の耐震性を向上させる改修に必要な資金
- オ、アスベストの飛散防止等に必要な資金
- カ. エレベータの防災対策改修に必要な資金 ただし、(一財) 日本建築設備・昇降機センターが発行した「昇降機技術基準の 解説2009年版」に基づく対策をしていること
- キ. 消防水利施設(有蓋貯水槽、防火井戸)の設備及び耐震性を向上させる改修に必要な資金
- ク. 危険物・高圧ガス及び毒劇物関係施設の、耐震性の向上、流出等の防止又は火災 等の防止を目的とした改修(法令により義務付けられている設備を除く)に必要 な資金
- ケ. 機械、機具、商品等の転倒及び転落等並びに窓ガラス等の飛散を防止するために 必要な資金
- コ.次に掲げる施設等の設置に必要な資金
- (ア)消防用設備(消防法の規定により設置を義務付けられている設備を除く)
- (イ) 応急給水資機材等(浄水器、給水槽、深井戸等)
- (ウ)無線通信施設
- サ、避難路及び避難地(津波避難タワー等)の整備に必要な資金
- シ. ウ(イ)に該当する構築物の撤去(建替え又は改修のための撤去を除く)に必要な資金
- ス. 地盤改良等(基礎杭打設、表層改良、切土工等)に必要な資金 ただし、静岡県第4次地震被害想定(以下「第4次地震被害想定」という。)に おいて、液状化発生の可能性が高い地域(ランク大・中)又はやま・がけ崩れの 可能性が高い地域(ランクA・B)において実施するものに限る。
- セ. 浸水防止のための工事(嵩上げ等)、工作物(擁壁等)の設置又は改修に必要な資金 ただし、第4次地震被害想定において、津波浸水地域(浸水深1cm以上)におい て実施するものに限る。
- 2. 事業継続計画の策定及び事業継続計画に基づく対策の実施に必要な設備資金(法令により義務付けられている設備を除く。)及び運転資金

 $\rightarrow \diamond \blacklozenge$

融資限度額 1企業・1組合 1億円

融 資 利 率 年1.6%以内(建築物の建替え、耐震補強、地盤改良等、浸水防止の場合、年1.035%以内)

信 用 保 証 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.3%~1.3% (有担保の場合0.1%割引)

融資期間 10年以内

償 還 方 法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相談窓口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

※詳細問い合わせ;県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2525

※一定の要件を満たすホテル・旅館の耐震補強については、利子補給及び保証料に優遇 措置あり

詳細問い合わせ;くらし・環境部建築安全推進課 TEL 054-221-3076

【特定建築物耐震化特別貸付】

融 資 対 象 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者(中小企業者以外で知事が認めた者を含む。)、組合

資 金 使 途 特定建築物において

1. 防災・減災強化貸付の資金に該当するもの

2. 耐震工事中の休業期間に対応する従業員への賃金支払いに必要な資金

融資限度額 1企業・1組合 10億円

融 資 利 率 年1.035%以内又は年1.6%

信用保証 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.3%~1.3% (有担保の場合0.1%割引)

融資期間 15年以内

償 還 方 法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相談窓口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

※詳細問い合わせ;県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2525

※一定の要件を満たすホテル・旅館の耐震補強については、利子補給及び保証料に優遇 措置あり

詳細問い合わせ; くらし・環境部建築安全推進課 TEL 054-221-3076

◆◇ 地震リスク分散資金

融 資 対 象 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるいるものであって、地震リスク分散 を行う中小企業者、組合(内陸フロンティア推進資金の対象となるものものを除く。)

資金使途 静岡県第4次地震被害想定において想定される被害への対策のために行う移転又は分散 (新設)に必要な設備資金(土地取得費を含む。)

融資限度額 1企業・1組合 10億円

融 資 利 率 年1.4%以内(固定金利)

信用保証 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.3%~1.3% (有担保の場合0.1%割引)

融資期間 15年以内

償 還 方 法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(5年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相談窓口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

◆◇ 成長産業分野支援資金

【成長産業分野支援貸付】

融 資 対 象 成長産業分野に参入又はこれらの事業を拡充する中小企業者、組合であって、開業パ

ワーアップ支援資金、新分野貸付又は経営革新等貸付の要件を満たすもの

資 金 使 途 成長産業分野事業の実施に必要な設備資金及び運転資金

融資限度額 1企業・1組合 10億円

(ただし、開業パワーアップ支援資金要件の場合は、3,000万円

新分野貸付(海外展開)要件の場合は、5,000万円まで)

融 資 利 率 金融機関所定金利一利子補給率※

※利子補給率は、0.67%以内(金融機関所定金利の1/2までとする)

信 用 保 証 開業パワーアップ支援資金又は新事業展開支援資金に準ずる

保 証 料 開業パワーアップ支援資金又は新事業展開支援資金に準ずる

融資期間 10年以内

償還方法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相談窓口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

新分野貸付要件に該当するもののうち、海外投資を行うものについては、(公社)静岡

県国際経済振興会も可

【クラスター産業分野支援貸付】

融 資 対 象 静岡新産業集積クラスターに参画する中小企業者、組合

資金 使途 クラスター関連分野事業の実施に必要な設備資金及び運転資金

融資限度額 1企業・1組合 10億円

融 資 利 率 金融機関所定金利一利子補給率※

※利子補給率は、0.67%以内(金融機関所定金利の1/2までとする)

信用保証 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.3~1.3% (有担保の場合0.1%割引)

融資期間 10年以内

償還方法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相談窓口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

◆◇ 新エネ・省エネ設備等導入促進資金

融 資 対 象 者 原則として 1 年以上継続して事業を営んでいる中小企業者、組合であって、新エネ・省 エネ設備等の導入を図るもの

資金 使途 新エネ・省エネ設備等の導入に必要な資金

融資限度額 1企業・1組合 1億円(天然ガスコージェネレーションの場合 3億円)

融 資 利 率 年1.6%以内(新エネ設備特別型の場合、年1.4%以内)

信 用 保 証 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要

保証料率 普通保証・エネルギー需給安定対策保証の場合、年0.3%~1.3%(有担保の場合0.1%割引)

エネルギー対策保証の場合、年0.98%

 $\rightarrow \triangleright \spadesuit$

融資期間 10年以内

償 還 方 法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相 談 窓 口 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

※詳細問い合わせ;県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2525

◆◇ 内陸フロンティア推進資金

融 資 対 象 防災・減災と地域成長を目指す内陸フロンティア推進区域における事業に合致するとと もに、当該区域の市町との防災協定の締結に向けた協議を行うなど、安全・安心で魅力

ある地域づくりに資するものとして、市町から認められた事業を行う中小企業者、組合

(地震リスク分散資金の対象となるものを除く。)

資金 使途 内陸フロンティア推進区域における事業の実施に必要な設備資金(土地取得費を含

む。)

融資限度額 1企業・1組合 10億円

融資利率 年1.4%以内

信 用 保 証 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要

保 証 料 年0.3%~1.3% (有担保の場合0.1%割引)

融資期間 15年以内

償還方法 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(5年以内の据置可)

取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

相談窓口
取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

※詳細問い合わせ;県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2525

◆◇ 事業承継資金

融 資 対 象 ・原則として一年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合から事業を譲り受ける 者で下記ア〜ウのいずれかの要件を満たす者

- ア. 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「経営承継円滑化法」という。) に基づく都道府県知事の認定を受けて事業承継を行おうとする者
- イ. 静岡県事業引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画に基づき 事業承継を行おうとする者
- ウ. 中小企業等経営強化法に規定する「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて 策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者
- ・上記ア〜ウのいずれかの要件を満たし、かつ一年以上同一事業を営んでいる中小企業 者又は組合で事業を譲り渡す者

事業承継に要する次の用途に係る資金(対象期間:事業承継の契約締結後5年まで)

資 金 使 途

- ① 事業承継契約等に係る経費
- ② 株式・事業資産等の取得に係る経費
- ③ 事業承継計画を実行するための運転資金
- ④ 事業承継計画を実行するための設備資金

1企業・1事業者 1億円

融資限度額 年1.6%以內

融 資 利 率 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要

信用保証 年0.3%~1.3% (有担保の場合0.1%割引)

保 証 料 10年以内

融 資 期 間 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年以内の据置可)

償 還 方 法 県内に本支店を有する金融機関

取扱金融機関 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課

相 談 窓 口 ※詳細問い合わせ:県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2525

2. 助 成 制 度

◆◇ 地域産業総合支援事業費補助金

補助対象 中小企業等経営強化法に基づき承認された経営革新計画を実施する中小企業者及び組合等。

<新商品・新技術・新役務開発>

- (1) 専門コンサルタントの委嘱等により行う新商品・新技術・新役務の開発研究に 関する事業
 - ①新商品・新技術の商品化又は新役務のための開発設計事業
 - ②新商品・新技術の商品化のための設備の運転研究事業
- (2) 専門コンサルタントの委嘱等により行う新商品・新技術の企業化に関する事業
 - ①新商品・新技術の商品化のための試作、改良
 - ②商品化された新商品・新技術のデザイン等の改善事業
 - ③商品化された新商品・新技術・新役務の求評事業
- (3) その他、新商品・新技術・新役務開発として知事が適当と認めた事業

<販路開拓>

- (1) 国内外各地等において行う販路開拓のための展示会等への参加
- (2) 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査、指導等
- (3) 販路開拓に必要なノウハウ等を習得させるための各種研修、講習会等
- (4) 販路開拓に必要な情報収集・提供等
- (5) その他、販路開拓として知事が適当と認めた事業

補 助 率 補助対象経費の1/2以内

補助限度額 新商品・新技術・新役務開発 500万円

販路開拓 200万円

問い合わせ先 静岡県経済産業部商工業局 経営支援課 TEL 054-221-2526

(公財) 静岡県産業振興財団 経営革新支援チーム TEL 054-273-4432

◆◇ 小規模企業経営力向上事業費補助金

補助対象 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業(過去に経営革新計画の承認を受けた 企業を除く)。

補助対象事業 以下の要件のすべてを満たすもの

ア、自社がこれまでに行ったことがないもの又は既存のものを大幅に改善するもの

イ、新たな需要の開拓又は生産性の向上を目指して行うもの

ウ. 経営革新計画の承認取得を目指す3年間の経営ビジョンを策定した上で行うもの

補 助 率 補助対象経費の2/3以内

補助限度額 50万円

問い合わせ先 最寄りの商工会・商工会議所

◆◇ 新規産業立地事業費補助金補助対象

補助対象 静岡県内で製造工場や物流施設などを新規に立地した企業

〈①工場(製造業、植物工場)〉

- ・設備投資額が5億円以上、かつ県内雇用増が1人以上であること〈②物流施設(輸送業等)〉
- ・設備投資額が5億円以上、かつ県内雇用増が1人以上であること
- ·必須設置設備 流通加工用設備等

 $\rightarrow \triangleright \spadesuit$

〈③研究所(製造業に係る研究所又は自然科学研究所)〉

- ・設備投資額が1億円以上、かつ県内雇用増が1人以上であること
- ・研究施設面積 200㎡以上
- ・研究員数 5人以上

補 助 率

- 〈①工場(製造業、植物工場)〉
- ・成長分野(食品、医薬品、医療機器、環境関連の製造業など)10%、10億円を限度
- ・その他 7%、5億円を限度

〈②物流施設(輸送業等)〉

・7%、5億円を限度

〈③研究所(製造業に係る研究所又は自然科学研究所)〉

・10%、10億円を限度

事 業 期 間 用地取得日から、3年以内の操業開始(未造成用地の場合は用地取得日から5年以内、 自社有地の場合は事業着手日から2年以内)

対 象 経 費

- ・建物建設費及び機械設備購入費(生産、研究、開発、事務、流通加工、事業継続に係るもの)
- ・安全対策費 (津波浸水想定等のある地域への進出のみ)

交 付 条 件 雇用人数を3年間維持

交付回数 1企業1回限り(ただし、設備投資額30億円以上、かつ、雇用増10人以上で複数回適用可能)

問い合わせ先 静岡県経済産業部商工業局 企業立地推進課 TEL 054-221-3262

◆◇ 地域産業立地事業費補助金

補助対象 静岡県内で製造工場や物流施設などを新規に立地するため、用地取得、新規雇用を行った企業

〈①工場(製造業、植物工業)、②物流施設(輸送業等)〉

- ·用地取得面積 1,000㎡以上
- ・従業員数 10人以上
- ・県内雇用増 1人以上
- ・②のみ必須設置設備 流通加工用設備等

〈③研究所等(製造業に係る研究所又は自然科学研究所、ソフトウェア業)〉

- ・県内雇用増 1人以上
- ・研究・開発施設面積 200㎡以上
- ・研究・開発員数 5人以上

補 助 率 ①工場

- ・成長分野:内陸フロンティア推進区域の用地取得費 40%、4億円を限度
- ・成長分野:通常区域の用地取得費 30%、3億円を限度
- ・その他:内陸フロンティア推進区域の用地取得費 30%、3億円を限度
- ・その他:通常区域の用地取得費 20%、2億円を限度

②物流施設

- ・内陸フロンティア推進区域の用地取得費 30%、3億円を限度
- ・通常区域の用地取得費 20%、2億円を限度
- ①②ともに新規雇用従業員 100万円/人
- ③研究所等(製造業に係る研究所又は自然科学研究所、ソフトウェア業)
- ・研究所:内陸フロンティア推進区域の用地取得費 40%、4億円を限度
- ・研究所:通常区域の用地取得費 30%、3億円を限度
- ・ソフトウェア業:内陸フロンティア推進区域の用地取得費 30%、3億円を限度
- ・ソフトウェア業:通常区域の用地取得費 20%、2億円を限度
- ·新規雇用従業員 100万円/人

事業期間 用地取得日から、3年以内の操業開始(未造成用地の場合は、5年以内)

対 象 経 費 用地取得費、従業員の新規雇用

交付条件 雇用人数を3年間維持

交付回数 1企業1回限り(ただし、設備投資額30億円以上、かつ雇用増10人以上で複数回適用可能) 問い合わせ先 各市町企業立地推進担当課

$\rightarrow \diamond \blacklozenge$

◆◇ 県内立地工場等事業継続事業費補助金

補助対象 静岡県第4次地震被害想定において被害が想定される区域に立地する工場等を、その区域外またはより被害の程度が低いと想定される区域に移転または分散する企業。対象施設が平成23年3月11日以前から県内で操業を行っている施設であること

〈①工場・②物流施設〉

- ・設備投資額 5億円以上
- ・従業員数 1人以上
- ・②のみ必須設置設備 流通加工用設備等 〈③研究所〉
- ・設備投資額 1億円以上
- ·研究施設面積 200㎡以上
- ・研究員数 1人以上
- ・①②③ともに県内雇用 現状維持以上

補 助 率 7%、5億円を限度。

事業期間 2年以内

対 象 経 費 建物建設費及び機械設備購入費、安全対策費

交 付 回 数 ・事業継続計画 (BCP) に基づく移転等は、1 企業複数回適用可

・事業継続計画(BCP)がない場合は、全面的な移転のみを対象とし、1企業1回限り 適用

適 用 期 間 平成30年度申請分まで

問い合わせ先 静岡県経済産業部商工業局 企業立地推進課 TEL 054-221-3262

◆◇ 県内立地工場等事業継続強化事業費補助金

補助対象 静岡県第4次地震被害想定において被害が想定される区域に立地する工場等を、その区域外またはより被害の程度が低いと想定される区域に移転または分散する企業。対象施設が平成23年3月11日以前から県内で操業を行っている施設であること

〈①工場・②物流施設・③研究所・ソフトウェア業〉

- ・①②ともに用地取得面積 1,000㎡以上、従業員数 1人以上
- ・②のみ必須設置設備 流通加工用設備等
- ・③のみ研究・開発施設面積 200㎡以上、研究・開発員数 1人以上
- ・①②③ともに県内雇用 現状維持以上

補 助 率 用地取得費 20%、新規雇用 50万円/人

補助限度額 2億円

事業期間 用地取得日から2年以内

交付回数 ・事業継続計画(BCP)に基づく移転等は、1企業複数回適用可

・事業継続計画(BCP)がない場合は、全面的な移転のみを対象とし、1企業1回限り 適用

適 用 期 間 平成30年度申請分まで 問い合わせ先 各市町企業立地推進担当課

$\rightarrow \diamond \blacklozenge$

◆◇ 物流業立地事業費補助金

補 助 対 象 物流業者と用地取得・施設設置者が一体となって整備する賃貸型物流施設の設備投資、 新規雇用、用地取得費

- ・物流施設を設置し、業務を開始する事業。(物流施設の設置者と業務を開始する者が 別法人である場合対象)
- ・事業主体が用地取得・施設設置者や物流業者であり、施設運営は物流業者であること。
- ・事業が用地取得・施設設置者と物流業者との10年以上の賃貸借契約であること。
- ・用地取得・施設設置者の用地取得1.000㎡以上
- ・物流業者の従業員数が10人以上
- ・設備投資額が10億円以上、物流業者の県内雇用増1人以上、又は5億円以上で10人以上であること。
- ・流通加工用施設等の設置が必須

補 助 率 ①用地取得・雇用増に対する補助

- ・新規雇用従業員1人当たり25万円
- ・内陸フロンティア推進区域:用地取得費の15%、1.5億円を限度。
- ・その他の区域:用地取得費の10%、1億円を限度。
- ②設備投資に対する補助

7%、5億円を限度。

事業期間 造成地3年、未造成地5年(自社有地は対象外)

対 象 経 費 ①用地取得・雇用増に対する補助

- ・用地取得・施設設置者:用地取得費、安全対策費
- ·物流業者:新規雇用従業員
- ②設備投資に対する補助
- ・用地取得・施設設置者:建物建設費、機械購入費、安全対策費
- ·物流業者:機械購入費

交 付 条 件 物流業者の雇用人数を3年間維持

交付回数 物流業者は1企業1回限り

その他 ①用地取得・雇用増に対する補助は市町との協調補助

②設備投資に対する補助は①の補助が受けられる場合に限り利用可

問い合わせ先 ①用地取得・雇用増に対する補助は、各市町企業立地推進担当課

②設備投資に対する補助は、静岡県経済産業部商工業局 企業立地推進課 TEL 054-221-3262